

令和4年度

学校いじめ防止基本方針

柏市立田中小学校

平成26年3月策定

令和元年7月改定

令和2年8月改定

1. 基本理念

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する等、当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

学校教育において、今現在、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な IT 情報技術の発展により、インターネットを通じて行われる新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相をみせています。こうした中、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

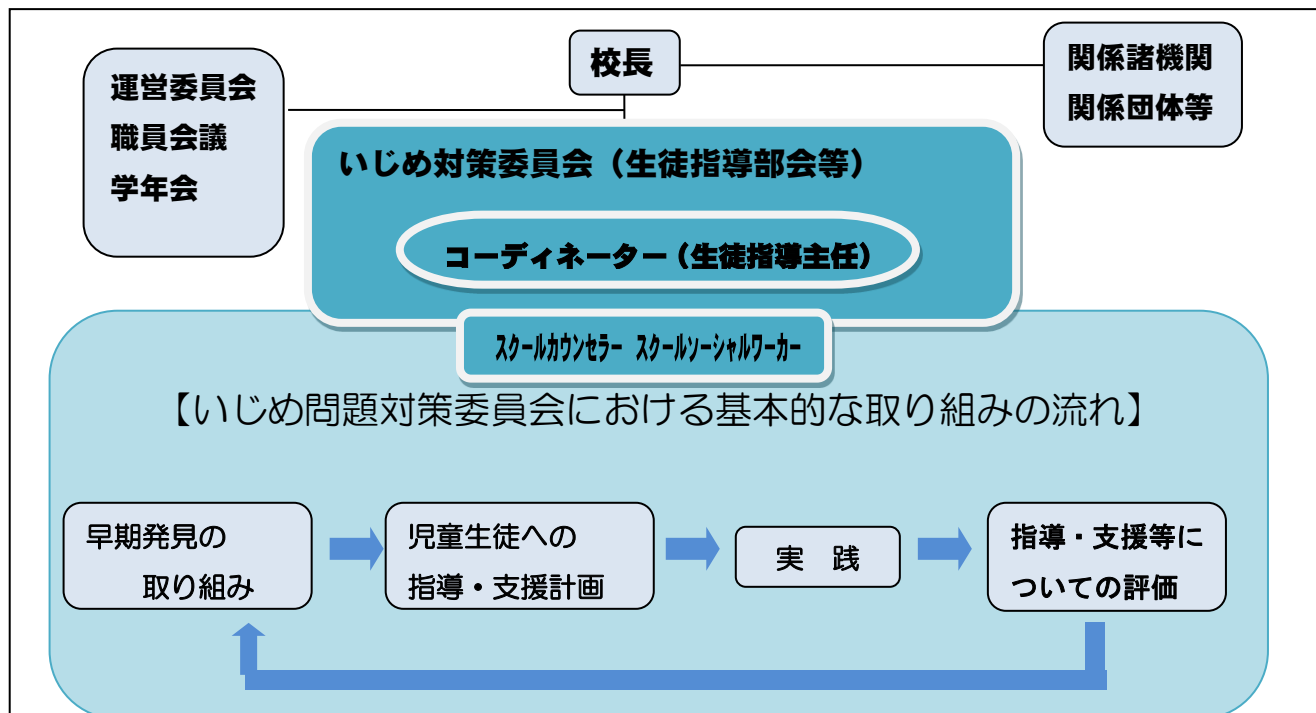
このため、本校では、平成25年6月に策定された「いじめ防止対策推進法」を遵守するため、平成24年10月に柏市教育委員会が作成した「いじめ問題対応の手引き」、「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」をもとに、「いじめ防止基本方針」をここに作成しました。いじめ早期発見の手だてやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめの防止のための基本となる事項を定めました。

この方針を学級担任をはじめ教職員一人一人が熟読するとともに、学校内において校内研修を実施するなど積極的な活用を図ることで、すべての児童が健やかに夢や希望を持ちながら、生き生きと学校生活を送ることができる環境を築いていけるものと考えます。

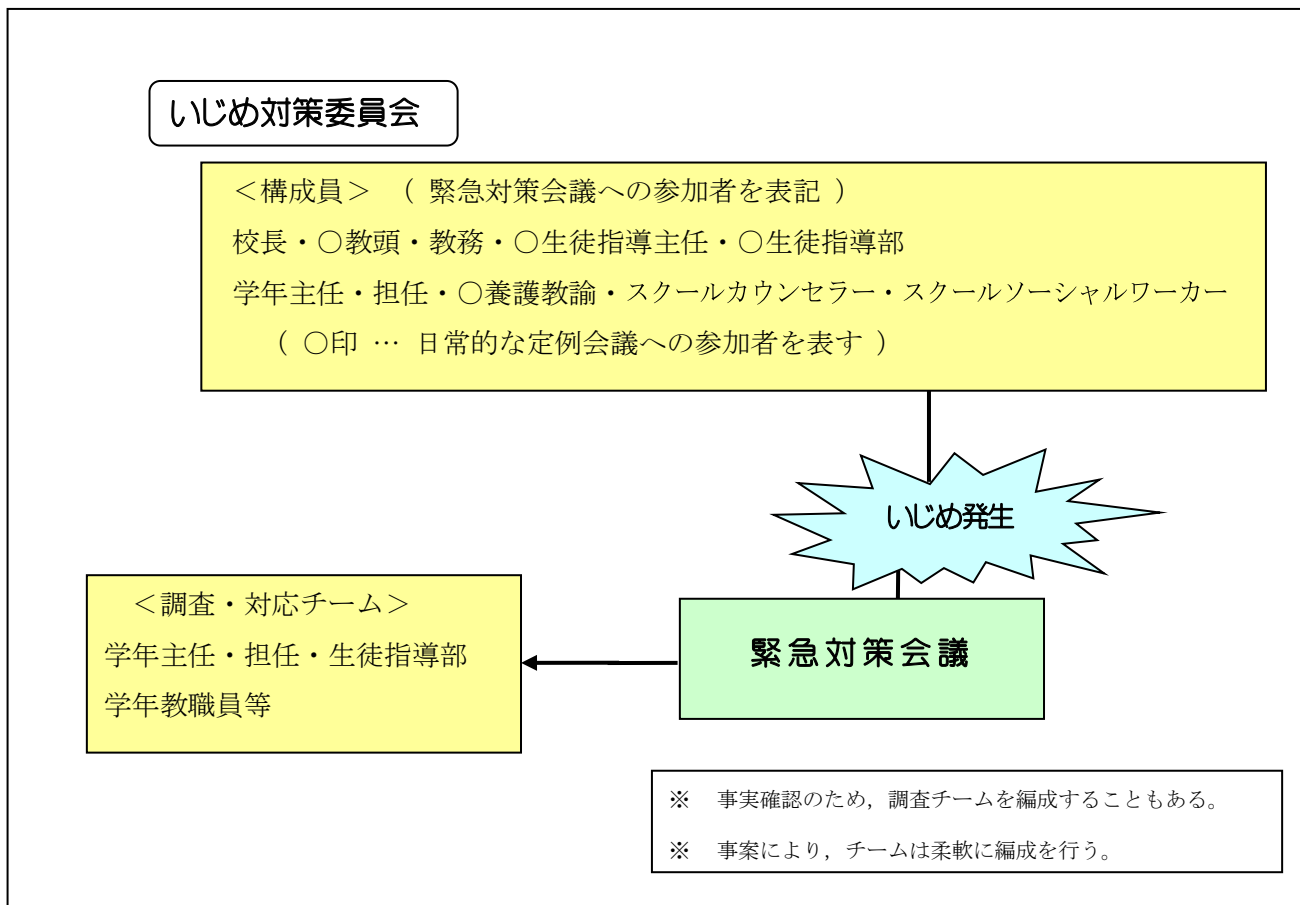
また、長期にわたるいじめは、児童の心身に大きな苦痛を与えると同時に、生涯にわたって深刻なダメージを与え続けることが指摘されています。学校は隠蔽や虚偽の行為をせず、正確に丁寧な説明とともに、いじめを早期に発見し、適切な指導により、一日も早く解決していくことが教育に携わる者一人一人に課せられた責務と考え、いじめ問題の解決に取り組んでいきます。

2. 組織および組織図

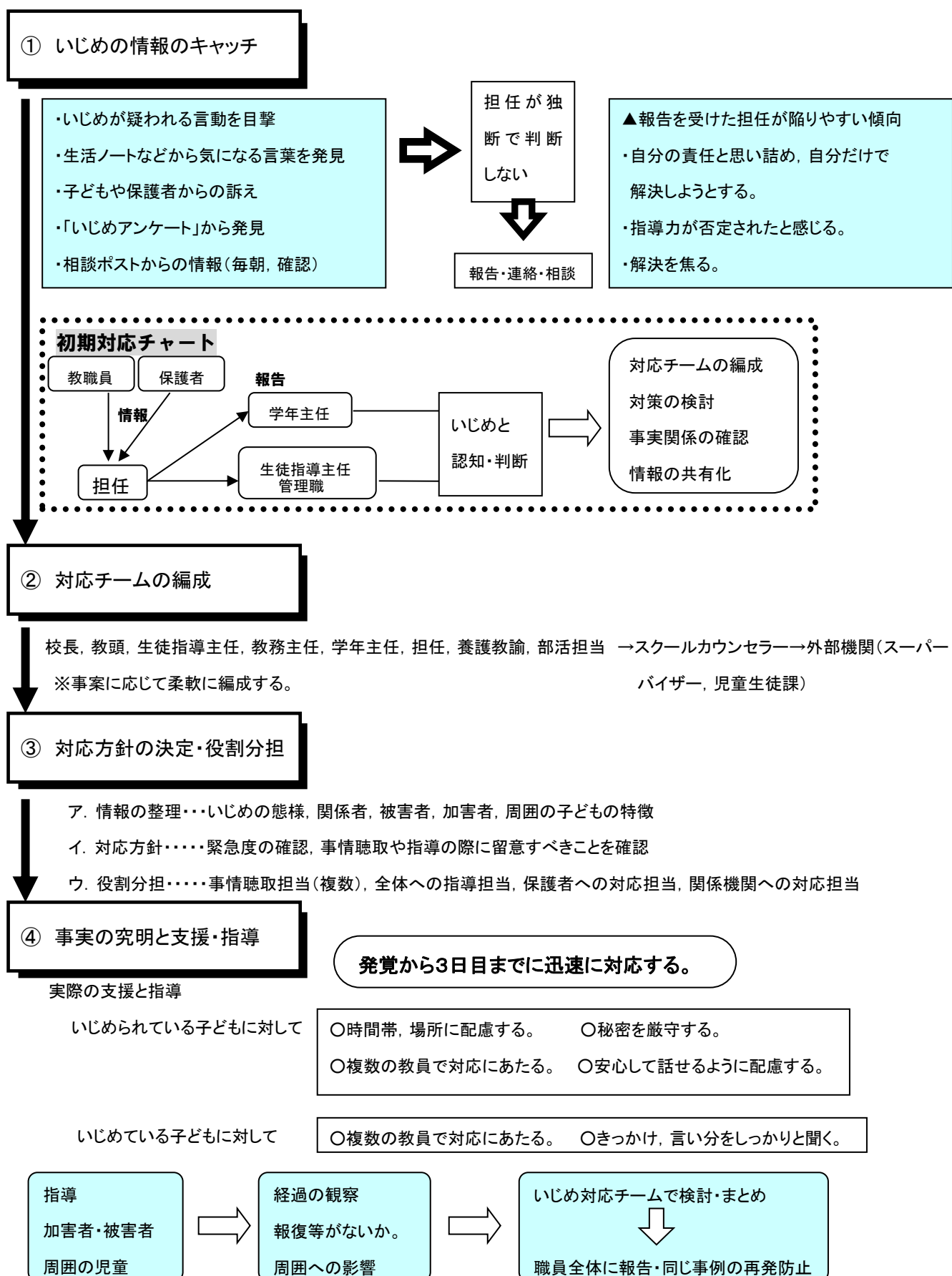
(1) いじめ対策委員会を中心とした指導体制と取り組み



(2) いじめ対策委員会組織

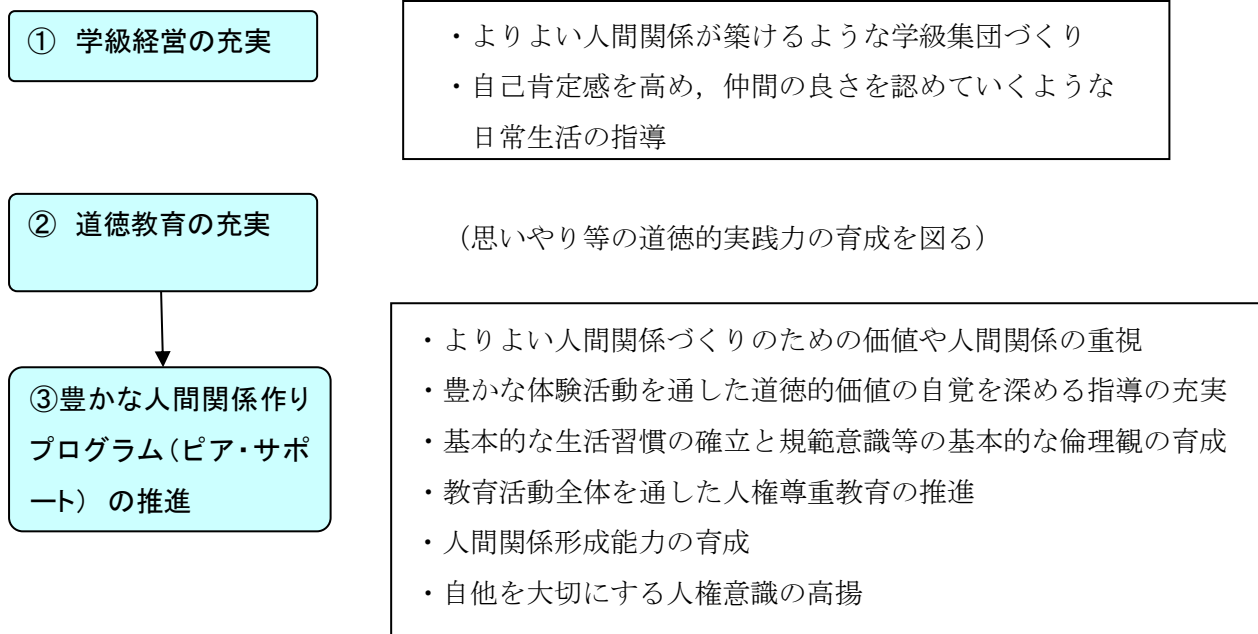


(3) いじめの発見から初期対応まで

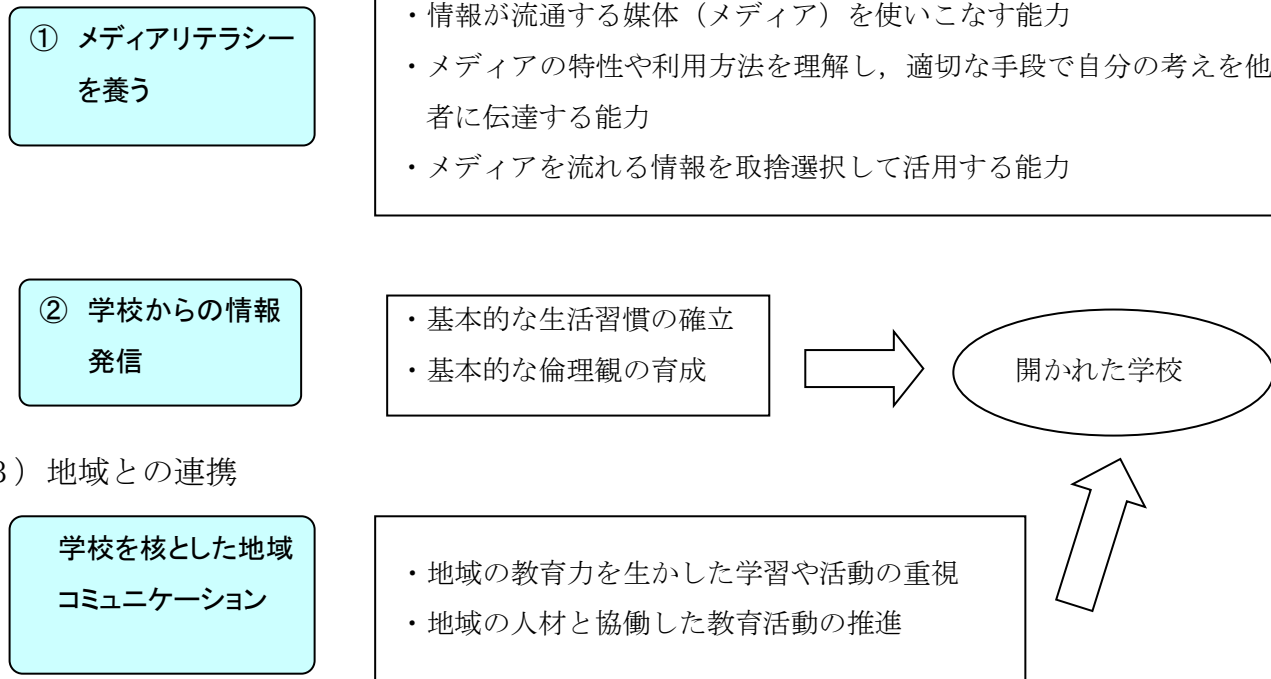


3. いじめの未然防止について

(1) 児童への指導

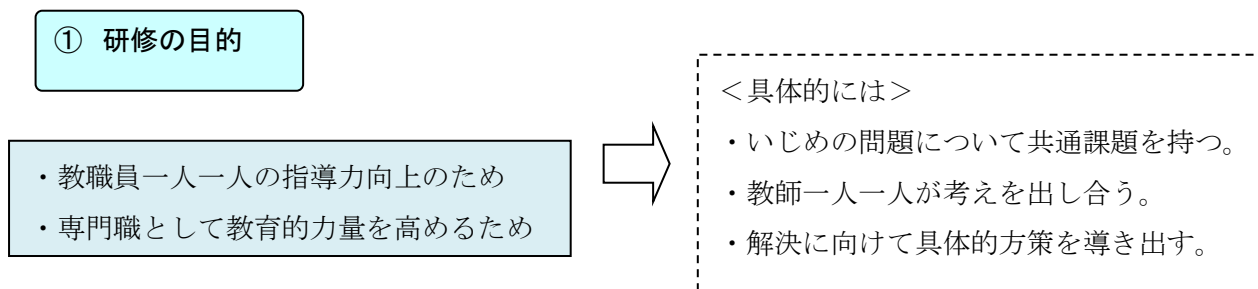


(2) 保護者への啓発活動



(3) 地域との連携

(4) 教職員の研修



② 研修の内容

- ・ 共通理解 本校のいじめ防止基本方針について
- ・ 事例研究 本校で起きたいじめ事例への対応を検討
- ・ 人権尊重教育について
- ・ 教育相談のスキル向上
- ・ いじめのない学級経営の在り方

③ 研修計画

4 月	職員会議 (各種年間計画検討)	本校のいじめ防止基本方針の共通理解
8 月	夏季休業期間	講師招聘による全体研修 スクールカウンセラー，市教委・補導センターの専門家
1 2 月	いじめ防止月間 (人権週間)	人権尊重の観点からの研修
随時	職員会議	事例報告，情報交換 指導方針等についての共通理解

(5) 児童会，生徒会等子供たちの自主的な活動

① 人権週間に合わせての標語募集

いじめを考えるキャンペーン (12 月)

② 児童会の 3 本柱

思いやり運動

募金運動 (緑の羽根・赤い羽根)

あいさつ運動

なかよく遊ぼうデー (縦割り活動)

ごみない運動

クリスマスカードづくり (11 月) 敬老向け

文房具を送ろう (1 月)

4. いじめの早期発見について

(1) 児童の出すいじめのサイン

①体調の変化

- ・欠席、遅刻が多くなる・・・頭痛・腹痛・吐き気、微熱
- ・保健室へ行く機会が多くなる・・・はっきりしない症状
- ・自信のない態度・・・おどおどする様子

②友人関係の悪化

- ・今までとの交友関係が変化する・・・遊びや普段の生活の中での気遣い
携帯・スマホによるメール・LINE について
- ・孤立・・・グループ作りで最後まで残る

③学級の雰囲気

- ・周囲の様子の変化・・・失敗に対する目配せ、含み笑い、やじをする
- ・ボスの存在に左右される言動

(2) 早期発見の手立て

①日常の観察・・・チェックリスト項目

時系列	項目	児童生徒を見る観点
(1) 登校から朝の会	①	遅刻・欠席・早退などが増えた。
	②	朝の健康観察の返事に元気がない。
(2) 教科等の時間	③	教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。
	④	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
	⑤	授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
	⑥	グループにするとときに、机を離されたり避けられたりする。
(3) 休み時間	⑦	休み時間に一人で過ごすことが増えた。
	⑧	遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。
	⑨	遊び仲間が変わった。
(4) 昼食時間	⑩	給食のおかすの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
(5) 清掃時間	⑪	重い物や汚れたものを扱うことが多い。
	⑫	清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。
(6) 帰りの会から下校	⑬	責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。
	⑭	帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとししない。
(7) 部活動やクラブ	⑮	練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。
	⑯	急に部活動をやめたいとかクラブを変えたいと言いつく。
(8) 学校生活全般	⑰	グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。
	⑱	本意でない係や委員にむりやり選出される。
	⑲	衣服の汚れや擦り傷等が見られる。
	⑳	持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。
	㉑	持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。

②会話・・・休み時間・給食・放課後等のさりげない話による情報収集

③個人面談

- ・児童・・・該当児童との面談は周囲への配慮が必要
- ・保護者・・・情報収集を確実にする。

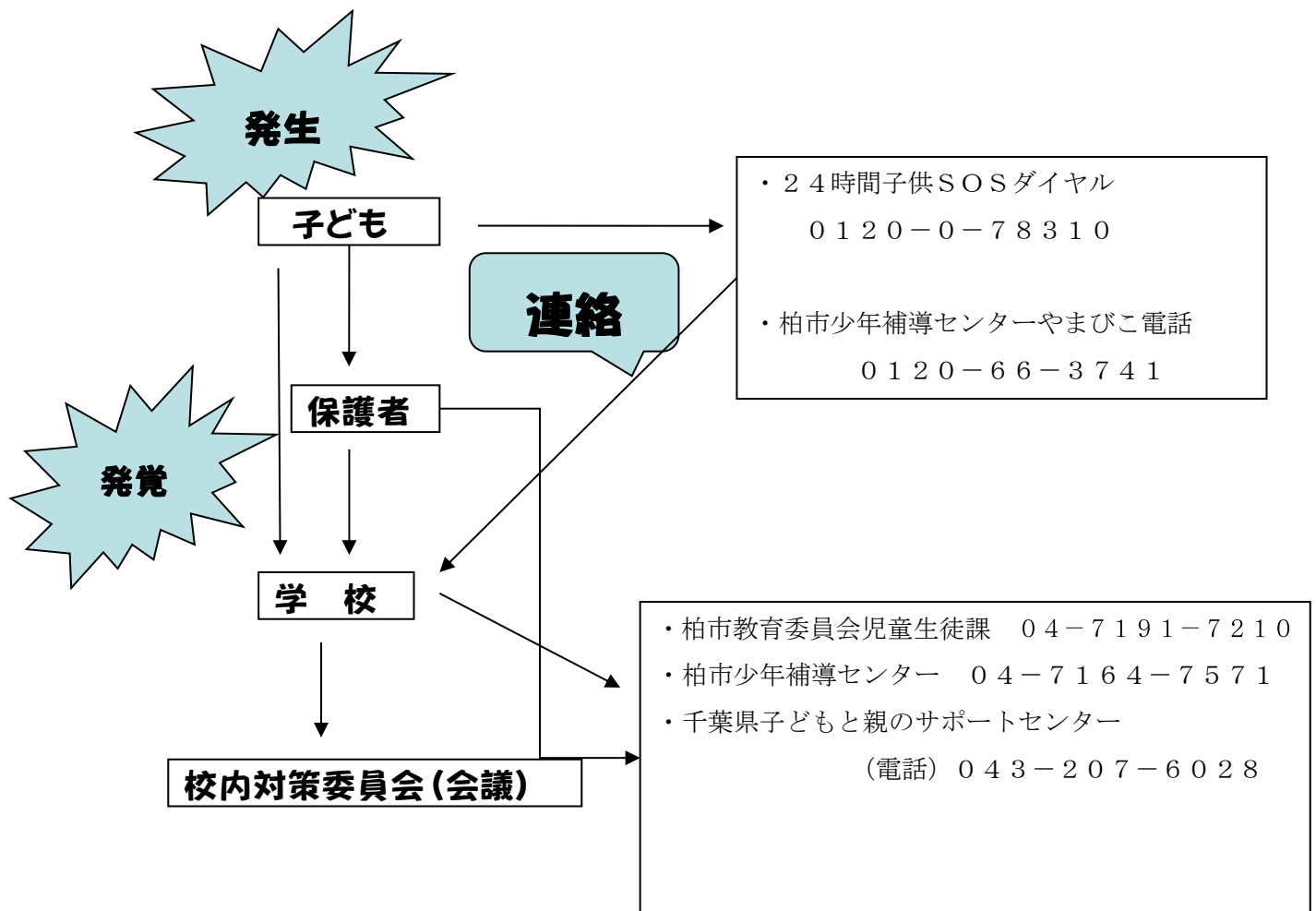
④なかよしアンケートの実施・・・学期に1回実施する。

月に1回、簡単なアンケートをとる

⑤他の教職員、保護者、児童からの情報へも耳を傾ける。

5. いじめの相談・通報について

(1) いじめの問題についての外部との連携



(2) 警察・地域等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導を中心に、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

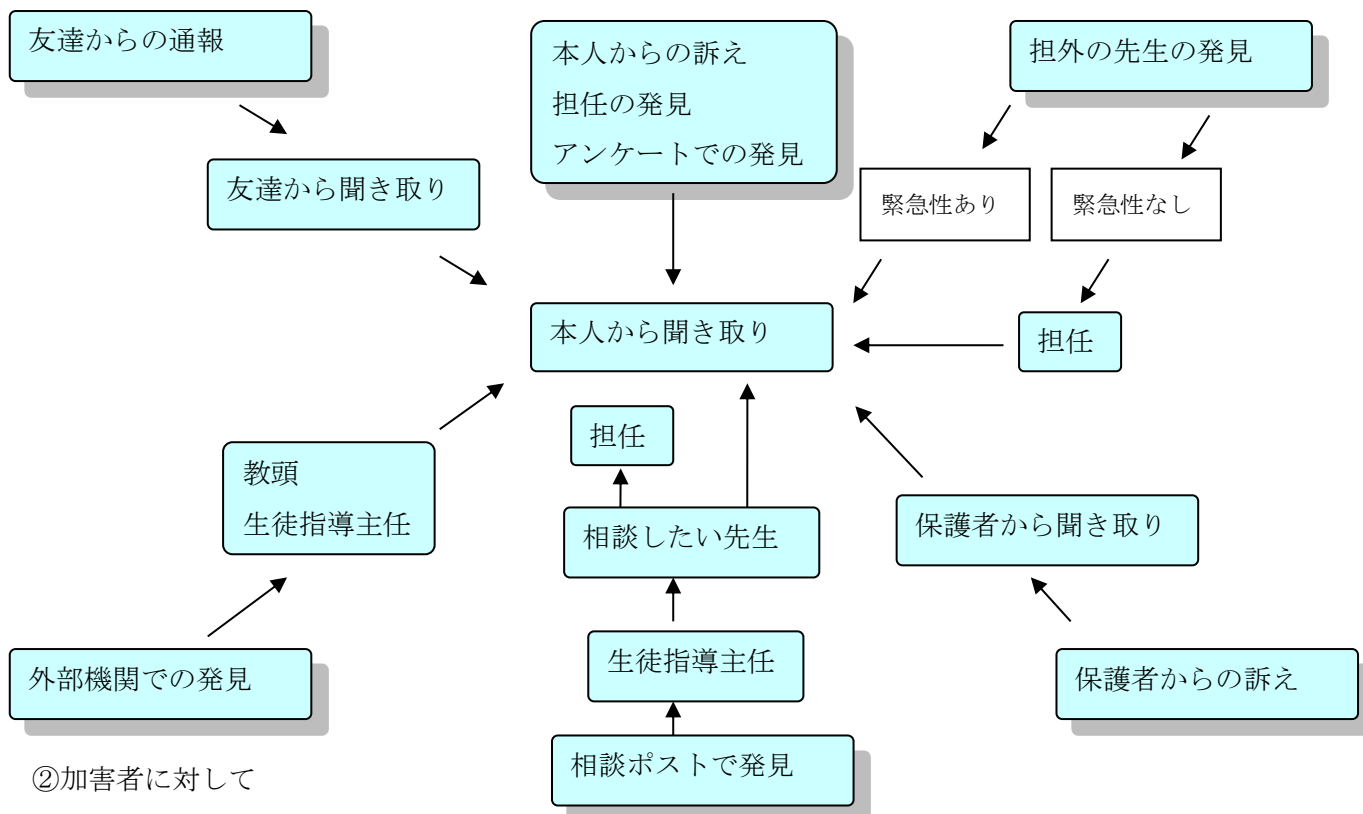
学校でのいじめが暴力行為や恐喝など犯罪と認められる事案に関しては、早期に警察やサポートセンターに相談し、連携して対応することが必要である。児童の生命や身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、児童生徒課やサポートセンター、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要もある。

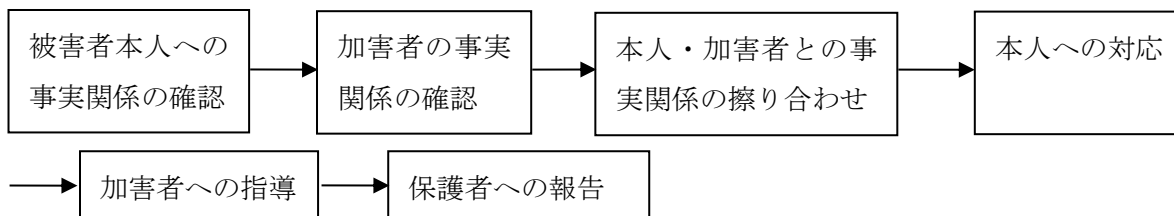
6. いじめを認知した場合の対応について

(1) 事実の把握方法

①被害者本人に対して（聞き取る場合は、周りの環境に配慮する）

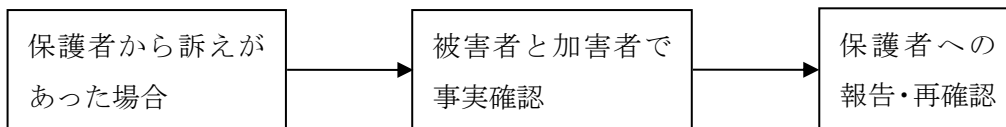


②加害者に対して
～基本対応～



※被害者と加害者の人数差・力関係が大きい場合は、被害者と加害者を対面させずに聞き取る。

③保護者に対して



(2) 加害者が被害者および通達者に圧力をかけない防止対策

加害者に対して誰から聞いたかは伝えず、いじめの事実確認を行い、加害者の気持ちを受容しながら話を聞く。その上で、被害者の苦しみや不安を具体的に伝え、今後二度と同じことを繰り返さないように確実に指導する。

(3) いじめの調査結果について

加害者、被害者から調査したいじめの結果については、加害者、被害者の保護者に必ず連絡・通知を行う。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

①相手が特定可能な場合

LINE などの承認型のツール，知っている相手からのメール，書き込み，動画投稿サイトなど



事実関係の確認，保護者への連絡



- ・相手児童への確認（大抵の場合記録が残っている）
- ・全体像の把握，担任間の連携
- ・該当児童への指導，保護者への協力依頼
- ・情報ツールについての指導

②匿名性が高く特定が困難な場合

掲示板への書き込み（学校裏サイトなど），ツイッター，フェイスブック，メールなど

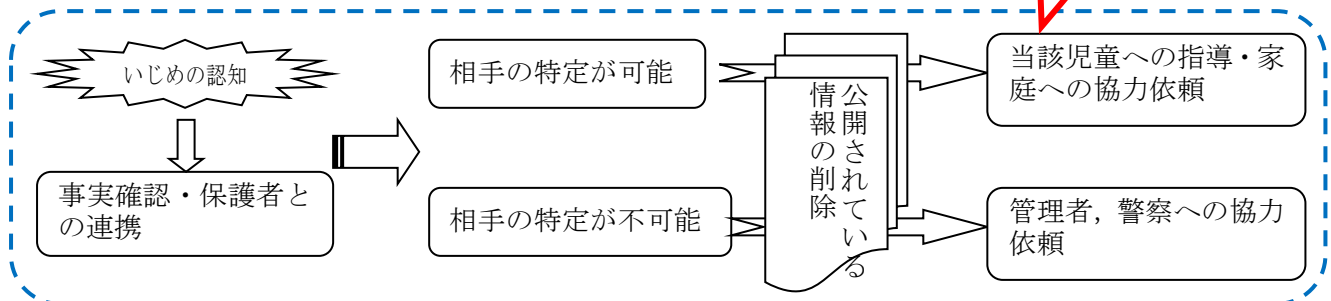


事実関係の確認，保護者への連絡



- ・書き込み内容の記録
- ・誹謗中傷などの目に触れる書き込みの場合，管理者に削除依頼
- ・改善されない場合，警察等への協力依頼
- ・全体像の把握，担任間の連携，学校全体でのモラル指導

ネットの特性
として，匿名
性が高く，動
画や画像の拡
散が容易！



※予防，事後対応策

- ・学年に応じた情報モラル教育

担任が実施するもの（年間計画参照），IT アドバイザーへの依頼，携帯電話会社などのキャリアが実施するもの，柏市少年補導センター主催のスマホ講習会（高学年向け）

- ・保護者への啓蒙（PTA への教室開催など）

児童への買い与えへの警鐘，トラブルの実例紹介，フィルタリングやペアレンタル機能，使用方法の家庭での約束

- ・児童の利用状況の把握

携帯・スマホ・PC・ゲーム機などのネット端末の所持割合，使用時間，約束事の有無，フィルタリングの有無

- ・学校への持込によるトラブルも考えられるので，所持可能な端末の一定のルールが必要

7. 指導について

< 3本の柱 >

- 1 被害者へのケア
- 2 加害者への指導
- 3 保護者への対応

(1) 被害者へのケア

< 一次対応 >

① いじめの事実関係の正しい把握



「いつ・どこで・誰に・何をされたか」を具体的に記録する。

② いじめられた生徒の安全を確保する

「あなたを全面的に支援する、そして守り抜く」ということを伝える。

緊急性や深刻さを考慮する場合は、加配の先生の支援（つきそい・目配り）や保健室登校を促す（教室に入れない場合）を行う。

< 二次対応 >

支援体制の確立

* いじめられている児童生徒と最も信頼関係ができている教師が中心となって支援体制を確立する。（担任、学年主任、部活動担当、生徒指導主任などと協力）

< 三次対応 >

継続した対応

* 日常的な観察や定期的なアンケート調査などを行い、継続して十分な配慮を行う必要がある。

(2) 加害者の指導

< 一次対応 >

① 事実確認「いつ、どこで、誰が、何をした」を記録する。

② どんな心でそうなった → 丁寧な聞き取りを心がける

③ 時系列で整理 → 資料作成することで



相違が明らかになる

広がりも明らかになる

* 事実確認と指導は、明確に区別する。指導しながらでは、本人が萎縮して事実が明確にならない。

< 二次対応 >

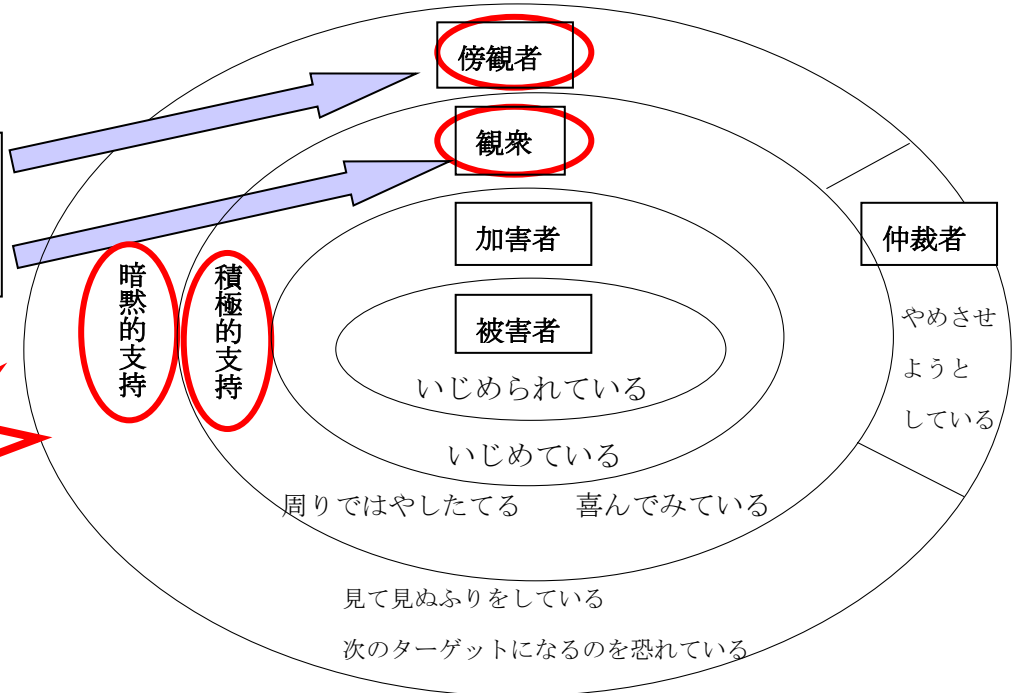
① 冷やかす・からかいへの対応は、行為の理不尽さを理解させる。

② 仲間はずれ・無視・もの隠しへの対応は、当事者の不満不信に耳を傾け受容の姿勢が必要である。

③ 脅し・たかり・暴力への対応は、刑法にふれる犯罪行為であるとし、断じて許さない。指導に当たっては関係機関との連携が不可欠。

<観衆や傍観者への指導>

実は、観衆や傍観者も
いじめを助長してい
る！！



(3) 保護者への情報提供

被害者の親には・・・

「わが子がいじめられてつらい思いをしている」



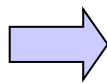
この事実を知った親の心情を十分理解して、学校側は誠意ある対応をすることが大切。



新しい事実が判明した場合は逐次報告を行う。学校の様子や家での様子についても情報交換し、いじめられた児童の変容を把握するように努める。

加害者の親には・・・

- ・ 事実関係
- ・ 今後の学校、学級の対応
- ・ 指導の内容、方法



これらを、正確かつ丁寧に伝えることが大切。

＊問題の発生＝困ったことではなく、子どもの成長の契機ととらえ、保護者との信頼関係を築きながら、協働して問題の解決に当たる。ただし、暴力や金銭強要を含む行為については、毅然とした対応が必要。

<保護者に情報を提供するときのポイント>

- 誠意ある対応
 - 直接事実を伝える（電話は避ける）
 - 一人で対応しない（複数同行）
 - 何回かの情報交換
 - わかりやすく、明確に（専門用語を羅列しない）
- などに注意する。

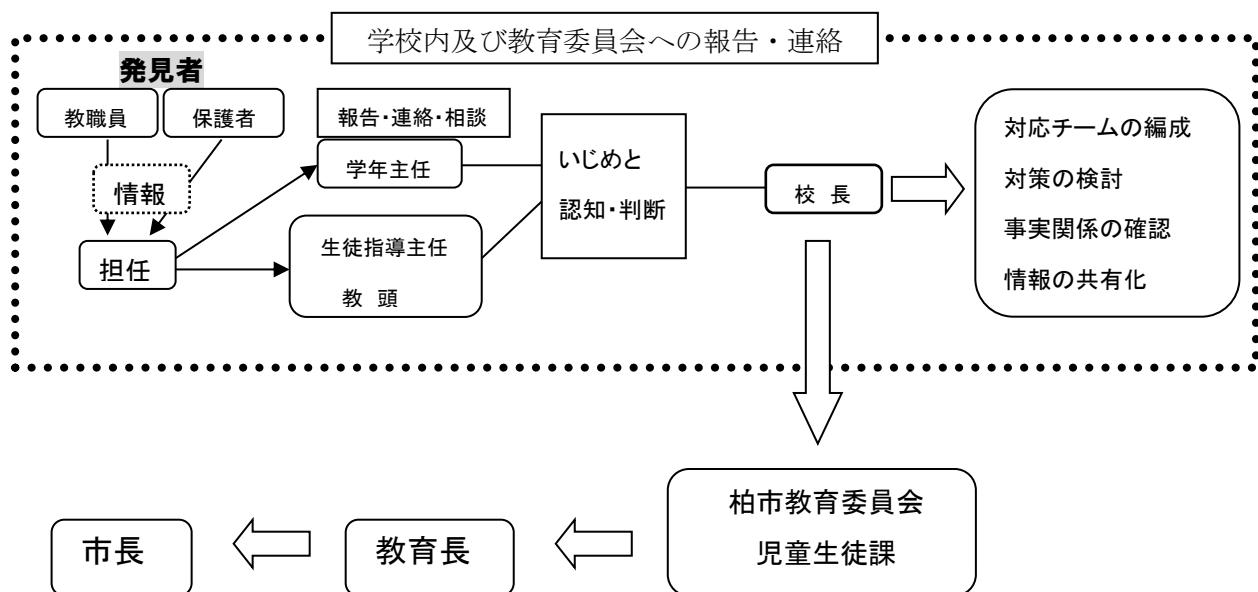
8. 重大事態への対処について

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を、柏市教育委員会児童生徒課に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。



9. 公表, 点検, 評価等について

- (1)「田中小学校いじめ防止基本方針」は、田中小学校ホームページにより公開を行う。
- (2) 年度ごとにいじめ問題への取り組みに対して、保護者・児童・職員等で評価を行う。評価は、学校評価にいじめの内容を加えていくものとする。
- (3) 評価を分析し、年度末に方針の見直しを行っていく。